

重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人種別・名称	一般社団法人 安芸高田市医師会
所在地	広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2
代表者名	会 長 則 川 希 貞
電話番号	0826-42-4155

2. 事業所の概要

事業所名	安芸高田市医師会居宅介護支援事業所
所在地	広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2
事業者指定番号	広島県 3473600710
管理者	小 野 祥 津 紀
電話番号	電 話 0826-42-0120 携 帯 080-4260-6201 (24時間対応可能)
通常の実業実施地域	安芸高田市全域 (吉田町・甲田町・高宮町・向原町・美土里町・八千代町)

3. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	事務所の管理・監督	1名
介護支援専門員	ケアマネジメント業務	2名 (管理者兼務)

4. 営業時間

区 分	平 日	休 祭 日
営業時間	8:30~17:30	土、日曜日・国民の祝日
24時間対応について		年末年始(12月30日~1月3日)24時間連絡が取れ、必要に応じて指定居宅介護支援を行います。

(注) 年末年始は「休祭日」の扱いとなります。

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 居宅において要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援サービスを行うことを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の意思に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、市町、医療関係機関、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとします。

6. 提供する居宅介護支援サービスの内容

契約書本文に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

(別紙「サービス提供の標準的な流れ」をご覧くださいながら説明します。)

内 容	提 供 方 法	保険適用
居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のお宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、利用者や家族の意思に基づき解決すべき課題を把握します。 地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に説明し複数の指定居宅サービスを紹介します。 必要に応じて居宅サービス計画書（ケアプラン）原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明します 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだケアプランの原案を作成します。 ケアプランの原案に位置付けた指定サービス等について保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 	○

居宅サービス計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランの原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	○
居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。 	○
サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価変更等を行います。 	○
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランの作成後、その内容に基づいてサービス利用票提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、広島県国民健康保険団体連合会に提出します。 	○
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 	○
医療との連携・主治医への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。 	○
財産管理・権利擁護等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者等の依頼に基づいて「かけはし」「成年後見制度」へつなぎます。 	○
ケアプランの変更	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、ケアプランの変更を行います。 	○

要介護認定等にかかる申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な支援を行います。 ・ 利用者の要介護認定有効期間満了の60日前から、要介護認定の更新申請に必要な支援を行います。 	○
サービス提供記録の閲覧・交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 ・ 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近のケアプラン及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。 	○

訪問回数を目安	<p>介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。</p> <p style="text-align: center;">概ね1ヵ月あたり 1回以上</p>
---------	---

7. サービスの利用料及び利用者負担

(料 金)

当事業所の居宅介護支援(ケアプランの作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。

※ 介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヵ月あたりについて、下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

要介護1・2	10,860円(1ヵ月)
要介護3・4・5	14,110円(1ヵ月)

- * 初回加算 300単位/月(新規、要介護状態区分の2段階以上の変更時)
- * 入院時情報連携加算 (I) 250単位/月 入院当日に情報提供を実施
(II) 200単位/月 入院後3日以内に情報提供を実施
- * 退院・退所加算

	カンファレンス参加・無	カンファレンス参加・有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

- * 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回(1月2回を限度とする)
- * 通院時情報連携加算 50単位/月 医師・歯科医師の診察時同席し、情報提供を実施
- * ターミナルケアマネジメント加算 400単位 24時間対応・医師等関係機関との連携

(その他の費用)

通常の事業を実施する地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当り25円を実費として徴収する。

8. 医療機関との連携

利用者が入院された場合において、医療機関との連携を強化するために担当の介護支援専門員の氏名等を伝えてください。また、担当の介護支援専門員からは病歴や在宅での様子、緊急連絡先等の情報提供をさせていただきます。

医療系のサービスを希望されている場合は、医師等に意見を伺います。また、意見を求めた医師等に対してケアプランを交付させていただきます。

サービス事業者から伝達された口腔に関することや服薬状況など心身又は生活に関わる情報のうち必要と思われるものを利用者・家族と相談し医師等に情報提供をさせていただきます。

9. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

10. 契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する申し出があれば解約することができます。

※ 解約の場合は、次の事業所への引き継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日には注意下さい。

11. 秘密保持について

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、事業所において適切に管理保管します。また処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業者がサービスを提供する際に利用者や家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者及び家族の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただくこととなります。

職員等は、職務上知り得た秘密を保持します。また、職員等は、退職後においても、これらの秘密を保持します。

12. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

当事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止する為、研修の実施・相談窓口の設置と周知に取り組んでいきます。

13. カスタマーハラスメント（不当な要求等の著しい迷惑行為）

職員への身体的暴力（たたく等）・精神的暴力（大声で怒鳴る等）・セクシャルハラスメント（必要もなく身体を触る等）は固くお断りしています。職員へのハラスメント行為により契約を解除する場合があります。お互いの信頼関係を築くためにもご理解とご協力をお願いいたします。

14. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止の為、指針の整備・研修の実施に取り組めます。

15. 身体拘束に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 業務継続計画（BCP）の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生において業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に取り組めます。

17. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービス提供に係る事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等へ速やかに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- 1 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、2年間保管します。
- 2 当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

18. 損害賠償について

当事業所は、利用者に対するサービス提供について賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- 1 当事業所は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しております。
 - 加入保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
 - 取扱代理店 有限会社訪問看護事業共済会

19. 苦情処理の手順について

- 1 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー	電話番号 0826-42-0120 FAX 番号 0826-42-2969 責任者 小野 祥津紀 対応時間 平日 8:30～17:30 尚、緊急時は、担当者に於いて対応いたします。
---------------	---

- 2 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

安芸高田市福祉保健部 保険医療課 介護保険係	所在地 安芸高田市吉田町吉田 791 電話番号 0826-42-5618 FAX 番号 0826-42-2130
国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 広島市中区東白島町 19-49 国保会館 電話番号 082-554-0783 FAX 番号 082-511-9126

広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町 12-2 県社会福祉会館内 受付番号 電話 082-254-3419 FAX 082-569-6161 受付機関 広島県福祉サービス運営適正化委員会
------------	---

- 3 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - 1.利用者からの相談は、居宅介護支援事業所で検討し対応します。
 - 2.必要に応じ、公的機関の相談・苦情処理関係機関と相談並びに指導・助言を受けて迅速に対応します。
 - 3.利用者および家族の意見を聞き調整を図ります。

4 苦情があったサービス業者に対する対応方針

利用者等からサービス提供に関する苦情があった場合、利用者、関係者、市町、国保連合会、苦情処理審査会、その他の居宅介護支援事業者等、関係機関からの照会や助言を受け公平公正な立場で処理します。

20. 要介護認定前に居宅介護支援サービスの提供が行われる場合の特例事項の説明については、付属別紙の通りです。

付属別紙)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に 関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的なケアプランの作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援サービスについて

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から早急にケアプランを作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ ケアプランの作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成したケアプランについては、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います

2. 注意事項

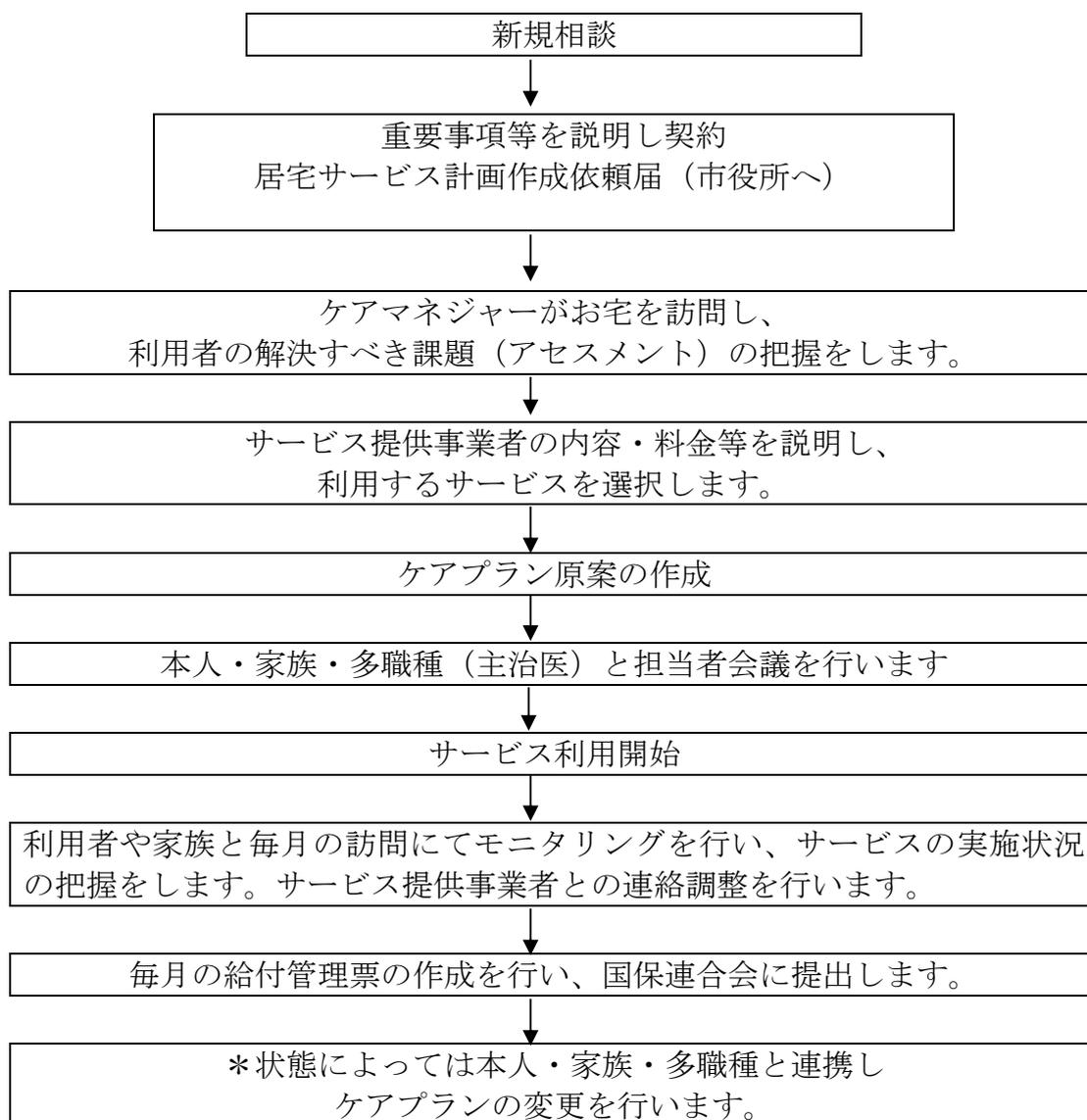
要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

(1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。

(2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。

この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

重要事項説明書別紙（サービス提供の標準的な流れ）



[説明確認欄]

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田 1010 番地 2

事業所名 安芸高田市医師会居宅介護支援事業所

説明者 _____

居宅介護支援契約の締結にあたり交付を受け、上記のとおり説明を受け同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人又は立会人

住 所 _____

氏 名 _____